

全国森林計画(変更案)の概要

平成23年7月

林野庁

全国森林計画案のポイント

I 森林の整備及び保全の目標

1 基本的考え方

- ・森林の有する多面的機能の発揮のため、健全な森林資源の維持増進を推進
- ・「流域」を単位として、森林・林業基本計画で示された水源涵養、山地災害防止/土壌保全等の各機能の高度発揮を図るための森林施策等を推進
- ・森林の有する機能ごとの整備・保全の基本方針を記載

2 目標

- ・森林の整備・保全の留意事項を44広域流域別に記述（馬淵川等4広域流域について、東日本大震災対策を記載）
- ・計画期間において到達・保持すべき森林資源の状態を提示

II 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育

- ・主伐、造林、間伐、保育の基準を提示
- ・主伐量、間伐量、造林面積を計画するとともに、間伐面積を参考に付記

2 公益的機能別施策森林等

- ・公益的機能や木材等生産機能の維持増進を特に図る区域の設定の考え方を提示
- ・区域の設定は重複が可能
- ・これらの区域における施策の考え方を提示

3 林道等路網の開設等

- ・林道・林業専用道・森林作業道からなる路網の開設の考え方を提示
- ・路網の整備水準を目安として提示するとともに、林道（林業専用道含む）の開設量を計画

4 森林施策の合理化

- ・委託を受けて行う施策・経営の実施等の推進に関する考え方を提示
- ・林業従事者の養成・確保、作業システムの高度化等に関する考え方を提示

III 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全

- ・土地の形質の変更に当たっては、森林の適正な保全と利用を調整

2 保安施設

- ・保安林の配備、特定保安林の整備、治山事業の実施等の考え方を提示
- ・保安林面積、治山事業施行地区数を計画

3 森林の保護等

- ・病虫害等による森林被害の未然防止、早期の発見・駆除
- ・野生鳥獣による森林被害対策について捕獲や防護柵の設置など広域的な防除活動等を推進

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の設定の方針

- ・地域の実情等から、森林保健施設の整備が見込まれる森林について設定

2 保健機能森林の整備の方針

- ・自然環境の保全等に配慮しつつ、多様な施策を実施

3 その他必要な事項

- ・森林及び施設の適切な管理等に留意

I 森林の整備及び保全の目標

1 基本的な考え方

- ・森林の有する多面的機能の発揮のため、健全な森林資源の維持増進を推進
- ・「流域」を単位として、森林・林業基本計画で示された水源涵養、山地災害防止/土壌保全等の各機能の高度発揮を図るための森林施業等を推進
- ・森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を提示

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針(第1表の概要)

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林 ・下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本。伐採に伴って発生する裸地を縮小・分散 ・ダム等の上流部において、保安林の指定やその適切な管理を推進
山地災害防止機能/ 土壌保全機能	<ul style="list-style-type: none"> ・山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林 ・林床の裸地化の縮小・回避を図る施業を推進 ・保安林の指定やその適切な管理を推進。谷止や土留等の施設の設置
快適環境形成機能	<ul style="list-style-type: none"> ・風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林 ・風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持 ・快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進
保健・ レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> ・観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林 ・立地条件や国民のニーズ等に応じた多様な森林整備を推進 ・保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進
文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡・名勝等の所在する森林やこれらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林 ・美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進 ・風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進
生物多様性保全機能	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与 ・とりわけ、原始的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林は、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全
木材等生産機能	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な森林施業が可能な森林 ・木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための造林、保育及び間伐等を推進

2 目標

- ・森林の整備・保全の留意事項を44広域流域別に記述
(馬淵川等4広域流域について、東日本大震災対策を記載)
- ・計画期間において到達・保持すべき森林資源の状態を「森林の整備及び保全の目標」として提示

【例】馬淵川、閉伊川、北上川、阿武隈川

積雪量は比較的少ないものの、気候が冷涼である本州東北部の太平洋岸の各広域流域については、育成単層林について除伐、間伐等を適切に実施し、健全な森林の育成に努めるとともに、立地条件に応じて育成複層林への転換を推進することとする。また、コナラ等が多く存する森林については、しいたけ原木等を生産目標とする育成単層林へ誘導・維持する施業等を推進することとする。

さらに、第三紀層の地質の分布など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進する。特に、東日本大震災からの復興に向けた海岸部の保安林の再生、山腹崩壊等の復旧を推進することとする。また、松くい虫被害の北部先端地域においては、未被害地への拡散防止及び被害の抑制に努めることとする。

森林の整備及び保全の目標(第2表の概要) (単位 面積:千ha 蓄積:m³/ha)

育成単層林面積		育成複層林面積		天然生林面積		森林蓄積 (ha当たり)	
現況	計画期末	現況	計画期末	現況	計画期末	現況	計画期末
10,312	10,163	955	1,625	13,830	13,309	177	208

Ⅱ 森林の整備に関する事項

1 森林の立竹木の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項

(1) 主伐

- 伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保
- 伐採対象とする立木は、標準伐期齢以上を目安に選定
- 伐採後の更新が天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮
- 林地の保全、寒風害等の被害防止、生物多様性保全等のため必要がある場合は、保護樹帯を設置
- 主伐量を計画

【皆 伐】

- 適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的な配置に配慮

【択 伐】

- 一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率で実施

(2) 間伐

- 適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し実施
- 特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意
- 間伐量を計画

(3) 造林

- 更新すべき期間内に造林を実施
- 伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急に更新
- 造林量を計画

【人工造林】

- 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林等で実施
- 適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、自然的条件に適合した樹種を選定
- 伐採終了後おおむね2年以内に、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽

【天然更新】

- 自然的条件等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において実施
- それぞれの森林の状況に応じて、地表処理等の天然更新補助作業を実施
- ぼう芽更新による場合は、必要に応じ、芽かき又は植込みを実施

(4) 保育

【下刈り】

- 適切な時期に、適切な作業方法で実施
- 実施時期は目的樹種の生育状況等により判断

【除 伐】

- 目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成

Ⅱ 森林の整備に関する事項

2 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林等の設定の考え方

- 水源涵養機能等の公益的機能を高度発揮する森林の区域の考え方を提示（第1表に示す森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能を対象）
- 木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域設定の考え方を提示
- 公益的機能別施業森林の区域及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、重複を認め、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定める

(2) 公益的機能別森林施業等に関する事項

- 公益的機能別森林施業は、市町村森林整備計画又は国有林の地域別の森林計画で公益的機能別施業森林ごとに定める
- 木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域での森林整備の考え方を提示

3 林道等路網の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等路網の開設

- 路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応するため、路網整備の水準を目安として提示

区 分	作業システム	路網密度
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	100m/ha以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	75m/ha以上
	架線系作業システム	25m/ha以上
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60m/ha以上
	架線系作業システム	15m/ha以上
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5m/ha以上

(2) 搬出の方法を特定する森林

- 特に林産物の搬出の方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがある森林について、搬出の方法を特定

4 森林施業の合理化に関する事項

- (1) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等
 - 森林所有者等への働きかけ、森林情報の提供等を行い、長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指す
- (2) 林業に従事する者の養成及び確保
 - 技能・技術の取得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援、林業事業者における雇用関係の明確化、雇用の安定化による雇用管理の改善等を促進
- (3) 作業システムの高度化
 - 森林施業の効率化などに資する高性能林業機械を導入
 - 作業システムを効率的に展開できる技術者を計画的に養成
 - リースやレンタルの活用などによる林業機械の利用体制の整備
 - 林業機械の導入に当たって、低コストで効率的な作業システムに対応するため、路網整備の水準を目安に林道及び森林作業道を整備
- (4) 流通・加工体制の整備
 - 木材の安定取引関係の確立等による需要者ニーズに即した品質及び強度性能の明確な木材製品の安定的供給体制の整備
 - 合法性の証明がなされた木材の利用の普及
- (5) その他

Ⅲ 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

- 林地開発許可制度の厳正な運用
- 土地の形質の変更に当たっては、森林の適正な保全と利用との調整等を図る。
- 土石の切取り、盛土等を行う場合には、自然的条件、地域の土地利用等を総合的に勘案し、実施地区の選定等を適切に実施

2 保安施設に関する事項

- (1) 保安林の配備
 - 保安林の配備を計画的に推進
 - 保安林として管理すべき面積（計画期末の保安林面積）を提示
- (2) 特定保安林の整備
 - 特定保安林の指定及び間伐等の施業を計画的に推進
- (3) 治山事業
 - 緊急かつ計画的な事業の実施を必要とする荒廃地等を対象に、保安林の整備及び治山施設の整備を推進
 - 治山事業の計画量を提示
- (4) その他必要な事項

3 森林の保護等に関する事項

- 病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除
- 野生鳥獣による森林被害対策のため、捕獲や防護柵の設置等広域的な防除活動を推進
- 山火事等の森林被害を未然防止するための森林巡視の実施等

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の設定の方針

- 保健機能の高い森林のうち、地域の実情、利用者の意向等から、保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、森林保健施設の整備が見込まれる森林について設定

2 保健機能森林の整備の方針

- 保健機能森林の施業については、施設の設置に伴う水源の涵養、国土の保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全等に配慮しつつ、多様な施業を積極的に実施

3 その他必要な事項

- 保健機能森林の管理及び運営に当たっては、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情等を踏まえ、森林及び施設の適切な管理、防火体制、利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意

計画量(第3表の概要)

○ 伐採立木材積

(単位: 万m³, 千ha)

区 分	現行計画	変更計画
総 数	62,708	69,019
主 伐	22,177	29,318
間 伐	40,532	39,701
間伐面積(参考)	—	7,795

○ 造林面積

(単位: 千ha)

区 分	現行計画	変更計画
人工造林	700	856
天然更新	871	872

○ 林道開設量

(単位: 千km)

区 分	現行計画	変更計画※
林道開設量	33.7	91.0

※ 変更計画の計画量は、丈夫で簡易な道として新たに規格を創設した「林業専用道」も加えたものである。

○ 保安林配備

(単位: 千ha)

区 分	現行計画	変更計画
総 数	12,689.1	12,811.5
水源涵養のための保安林	9,555.1	9,674.1
災害防備のための保安林	3,068.9	3,072.2
保健、風致の保存等のための保安林	856.3	856.4

※ 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、内訳の合計と合致しない。

○ 治山事業

(単位: 百地区)

区 分	現行計画	変更計画
治山事業 施行地区数	311.1	311.1

注: 各計画量は計画期間(平成21年4月1日～平成36年3月31日)の総量(保安林配備については、計画期末の保安林面積)である。